

# 指定障害福祉サービス事業等の「各種届出」 及び「報酬算定」に係る留意事項

- 1 年度当初に必要なとなる届出
- 2 福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算の届出
- 3 建築・消防部署との事前協議を要する届出等
- 4 指定の更新申請
- 5 指定基準の遵守について
- 6 届出の手引き及び様式について

# 1 年度当初に必要となる届出

## (1) 前年度の実績を要件とする「基本報酬」の届出

提出期限:【令和4年4月15日(金)】(必着)

| サービス種類           | 必要書類  |   |
|------------------|---|---|
|                  | 個別様式  | 共通様式  |
| 療養介護             | ・別紙2-2  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式第5号(体制等届出書)</li> <li>・別紙1(体制等状況一覧表)</li> <li>・別紙2(勤務形態一覧表)</li> </ul> |
| 就労移行支援           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本報酬届出書1</li> <li>・基本報酬別添1</li> <li>・(添付資料)雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなど</li> </ul>                                 |   |
| 就労継続支援A型         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本報酬届出書2</li> <li>・基本報酬別添7(全体表のみ)</li> <li>・別紙2-2</li> </ul>  |   |
| 就労継続支援B型         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本報酬届出書3</li> <li>・別紙2-2</li> </ul>   |   |
| 就労定着支援           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本報酬届出書4</li> <li>・基本報酬別添2</li> <li>・基本報酬別添2-4</li> </ul>   |   |
| 自立生活援助           | ・別紙55   |   |
| 共同生活援助           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1(その4-1、4-2)</li> <li>・別紙28</li> </ul>  |   |
| 地域移行支援           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本報酬届出書5</li> <li>・基本報酬別添4</li> <li>・(添付資料)資格証の写し又は研修修了証の写し(既に提出済の方については不要)</li> <li>・対象施設との連携状況(任意様式)</li> </ul> |   |
| ※区分(Ⅲ)の場合は共通様式のみ |   |   |

# 1 年度当初に必要な届出

## (2) 前年度の実績を用いる「加算」の届出

**提出期限:【令和4年4月15日(金)】(必着)**

- 人員配置体制加算
- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
- 就労移行支援体制加算
- 重度障害者支援加算
- 夜勤職員配置体制加算
- 地域移行支援体制強化加算
- 通勤者生活支援加算
- 夜間支援等体制加算
- 移行準備支援体制加算
- 重度者支援体制加算
- 賃金向上達成指導員配置加算
- 目標工賃達成指導員配置加算
- 就労定着実績体制加算

### 《届出期日》

- ① 令和4年「4月1日」もしくは「5月1日」から加算を算定する場合・・・  
**令和4年4月15日（金曜日）まで**
- ② 年度の途中から加算を算定する場合・・・  
**加算を算定する月の前々月の末日まで**  
(閉庁日の場合は直前の開庁日まで)
- ③ 令和4年度において加算の算定を開始した後、加算の区分を上げる場合・・・  
**区分を変更する月の前月15日まで**  
(閉庁日の場合は直前の開庁日まで)

**福祉・介護職員処遇改善加算、  
特定処遇改善加算**



仙台市に  
提出

**福祉・介護職員処遇改善  
臨時特例交付金**

厚生労働省福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金  
コールセンター  
03-5253-1111  
(内線：3698・3699)



宮城県に  
提出

# 3 建築・消防部署との事前協議を要する届出等

## (1) 概要

### ■ 建築・消防部署との協議が必要となる届出等・・・

⇒次ページ

### ■ 申請・届出に必要なもの・・・

建築・消防部署が作成した調書等

### ■ 協議の担当部署・・・

建築関係 ⇒ 都市整備局 建築指導課 指導係

消防関係 ⇒ 各区管轄消防署 予防課 指導係

※建築・消防担当部署の連絡先、事前協議の流れについてのHP掲載場所

仙台市トップページ > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス

> 【建築・消防】新規指定申請・事業所の所在地変更・共同生活住居の追加・事業所の増設の前に

<https://www.city.sendai.jp/shogaishien-shido/jigyosha/fukushi/kentikushoubou.html>

### 3 建築・消防部署との事前協議を要する届出等

#### (2) 対象となる届出等及び届出等の期限

| 建築・消防関係法令の適合確認を要する申請・届出   | 申請・届出期限  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 事業所の所在地の変更</li><li>● 共同生活住居の追加・居室数の増加</li></ul> | <p><u>【変更予定日の14日前】</u> (必着)</p> <p>(閉庁日の場合は直前の開庁日)</p> |
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 事業所の増設、事業所の面積増加</li></ul>                       | <p><u>変更後10日以内</u></p>                                 |

### (3) 注意

- 協議を行わず協議書等の添付書類が無い場合は、申請・変更の受付はいたしませんので、ご注意ください。

これらの手続きが期限までに適切に行われず、希望の指定日等に指定等ができない事案が発生しております。

※共同生活援助は、他のサービスと比べて建築・消防関係の確認事項が多く、手続きに時間がかかるので、特にご注意ください。



## 4 指定の更新申請

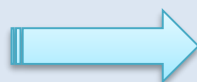
| 指定の有効期限                 | 更新申請の期限                        |
|-------------------------|--------------------------------|
| ① 通常（下記②以外）             | 指定有効期限の1カ月前✕                   |
| ② 令和5年3月31日<br>（令和4年度末） | 令和5年1月31日（火）✕<br>（指定有効期限の2カ月前） |

**同一事業所で複数のサービスの指定を持っており、事務手続き上の理由から指定有効期限を揃えたいなどの理由がある場合**

**⇒有効期限到来前に指定を更新することも可能**

【例】 指定有効期限が異なる居宅介護と同行援護を行っている事業所

居宅介護 平成28年9月1日指定  
同行援護 令和2年2月1日指定



居宅介護 令和4年9月1日更新  
同行援護 令和4年9月1日更新

## 5 指定基準の順守について

### (1) 基準で定める人員に満たなくなったとき

- 人員基準を満たさない状態でのサービス提供は、**基準違反**です。
- サービスの種類や人員欠如の状態によっては、減算を適用することで、サービスを提供することが可能な場合があります。  
**≪注意≫ 減算を適用すれば良いというわけではありません。**  
⇒欠如解消に向けて、速やかな従業員の補充に努めていただくとともに、人員基準を満たさない状態になることが分かった時点で、速やかにご相談ください。
- 減算の規定がない職種（管理者やサービス提供責任者等）については、本来、**欠如した状態でサービスを提供することが想定されていません**ので、速やかに是正してください。  
是正が難しい場合は、**事業所の休止・廃止**を検討いただくこととなります。

# 5 指定基準の順守について

## (2) 新規指定時の注意

「利用者確保までの間は指定基準で定める人員を配置しない」  
「電気・水道等設備の契約をしていない」  
等の状態での指定はできません。

・ 指定日時点で施設の改修工事が完了していない、届出書に記載した備品がすべて揃っていない、等の事例あり

- 指定希望日までに運営体制が整わない場合は、**指定日の延期**を検討していただきます。
- 指定申請の内容が履行されないにもかかわらず、その旨を申告しないまま指定を受けた場合、**「不正の手段で指定を受けた」として、指定の取消し事由になり得ます**のでご注意ください。

# 6 届出の手引き及び様式について

指定障害福祉サービス等事業者等  
各種届出に関する手引き



令和3年4月  
仙台市健康福祉局  
障害企画課・障害者支援課

## ⇒ 「各種届出に関する手引き」

- ※ 通称「ココロンマニュアル」
- ※ 最新版：令和3年4月版

## ⇒ 届出に必要な様式のダウンロード

- ※ その都度ホームページをご確認いただき、  
**必ず最新の様式をご使用ください。**  
(厚生労働省からの通知などに基づき、随時更新をしております)

| サービスの種類          | 手引き及び様式のHP掲載場所  |
|------------------|---|
| 障害者総合支援法<br>サービス | 仙台市トップページ > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業者等の指定及び変更の様式        |
| 児童福祉法<br>サービス    | 仙台市トップページ > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 障害福祉サービス > 障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定及び変更の様式 |